

工第 836 号  
令和 3 (2021)年 2月 17 日

関係団体代表者 様

栃木県産業労働観光部長

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について（依頼）

本県の産業労働観光行政に日頃から御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から依頼がありましたので、貴団体会員等に対する周知について御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

工業振興課 地域産業担当  
TEL : 028-623-3198